

共同生活援助事業所 管理者様
障害者支援施設 施設長様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

地域連携推進会議等の取扱いについて（通知）

日頃は、本県の障害福祉行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設および共同生活援助事業所において、地域との連携等に資するため、地域連携推進会議の開催および地域連携推進会議の構成員が当該事業所を見学する機会を設け、その内容を公表すること（以下「地域連携推進会議等」という。）が義務付けられました（令和6年度においては、経過措置による努力義務、令和7年度以降は義務）。このことについては、令和6年4月24日に厚生労働省から発出されました事務連絡および「地域連携推進会議の手引き」を基に実施していただくことが原則となります。

一方で、地域連携推進会議等については県知事が予め示す取組をもって、実施しているとみなすことが可能となっているところです。

この度、県知事が上記主旨を踏まえ、実施しているとみなす取組を以下のとおり示しますので、御確認の上、実施に向けて準備をお願いいたします。併せて、構成員への依頼書等の参考様式、当該手引きに関する滋賀県版Q&Aもお示しいたします。

1 知事が認めるもの

以下の表に示す項目に該当し、かつ、記録を残している場合

項 目	該当年度において実施したとみなされる項目※
相談支援専門員を構成員に指定しており、当該構成員がモニタリング訪問を実施した場合	当該構成員による事業所の見学
市町職員（ケースワーカー）を構成員に指定しており、当該構成員が経過観察等による訪問を実施した場合	当該構成員による事業所の見学
第三者評価を受けた事業所	地域連携推進会議
利用者または利用者家族全員から会議構成員への参加を得られない事業所が、地域の障害者自立支援協議会に係る他法人・他団体のメンバーを構成員に指定しており、所在市町の協議会で報告を実施	地域連携推進会議

※「みなされる項目」以外は実施すること。

例：運営指導を受けた事業所で、他の項目を満たさない場合は「地域連携推進会議」および「公表」を実施する必要がある。

2 地域連携推進会議等のQ & A

「地域連携推進会議の手引き」を基に実施いただく際の補足となります。なお、今後、国からの通知等により、変更となる可能性がありますので御承知おきください。

Q 1 おおむね1年に1回の期間は。

A 1 年度単位とする。なお、実施時期の設定について、確実に年度内に1回以上実施できるよう年度末の実施は避けることが望ましい。

Q 2 開催予定日が不可抗力により実施できなかった場合、当該年度は実施したとみなしてよい。

A 2 大規模災害や施設内の感染症拡大等により県が別で定める場合を除き、みなさない（規定では1年に1回以上とあるため）。また、A 1で示しているとおり、確実に実施できるようあらかじめ計画および日程調整を行っておくこと。

Q 3 構成員が他の事業所と重複してもよい。

A 3 問題ない。想定としては、地域の民生委員や市町担当者など。

Q 4 利用者が、部屋を見られることに抵抗を示した場合はどうすればよい。

A 4 共用スペース等の見学のみでよい。

Q 5 地域の方から構成員の委嘱を受けられない場合はどうすればよい。

A 5 特定相談支援事業等の相談支援員、市町職員を必ず入れることにより対応いただきたい。

Q 6 運営規程に推進会議に関する条文を追加する必要があるか。

A 6 不要である。なお、追加することを妨げるものではないため、事業所として追加することが妥当であると判断した場合は、追記いただいて問題ない。

Q 7 会議への参加にテレビ電話等でも可能とあるが、全員がテレビ電話でもよい。

A 7 可能である。なお、施設訪問については地域とのつながりの観点からテレビ電話等での実施は想定していない。

また、テレビ電話等を活用する場合においては、セキュリティ対策を十分に講じた上で実施すること。

Q 8 構成員の依頼を行うにあたり、守秘義務の取扱はどうすればよいか。

A 8 参考様式を基に、外部に個人情報を漏らさない内容の承諾書を手交することが考えられる。

Q 9 会議開催に必要な費用（会場費、謝金等）に関する補助はあるか。

A 9 国、県ともに活用可能な補助はない。

Q10 構成員と法人との関わりはどの程度まで認められるか。

A10 明確な規定はないが、制度の趣旨から施設・利用者について適切に選定いただきたい。なお、運営指導時に確認を行い、各事業所の選定状況を鑑みた上で、県として今後基準を定める可能性がある。

Q11 施設が主催する催しをもって、地域連携推進会議や施設訪問とみなしてもよいか。

A11 制度の趣旨から、イベント開催のみをもって地域連携推進会議とみなすことは認められない。

また、施設訪問についても、日常の状況を見てもらうことを主としているため、イベント等の特別な事由をもって施設訪問とみなすことは原則認めない。

なお、イベントの前後で地域連携推進会議等を開催・実施し、所定の記録を残し公表することは差し支えない。（この場合、イベントの開催時間とは明確に区別すること。）

Q12 民生委員や学校関係者へ事業所が直接連絡をとって問題ないか。

A12 問題ない。県障害福祉課から民生委員および学校所管部署には協力依頼の通知文を発出している。

Q13 公表はどのようにすればよいか。

A13 ワムネットへの資料添付、自法人等のホームページ掲載、ソーシャルメディアでの公開、会報等への掲載が考えられる。但し、不特定多数が閲覧できるようにしておくこと。

なお、公表内容から個人が特定できることのないよう個人情報の取扱いに十分注意すること。

Q14 構成員の最低人数は。

A14 原則 5 名（当該法人・団体の職員を含めない。）

なお、運営指導等において、5 名未満の構成とわかった場合は、その理由と構成員を増やす取組の説明を求める。

（参考）手引き 4 p より抜粋

地域連携推進会議の目的を踏まえて、会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、施設等所在地の市町村担当者などを想定しており、有意義な意見交換ができる人数として、5 名程度が望ましいです。会議の目的を達成するため、構成員には、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出することが必要です。

Q15 複数事業所を有している場合、各会議を一緒に実施してもよいのか。また、施設訪問は各施設・住居で実施しなければならないか。

A15 原則、会議は各事業所（事業所番号単位）、施設訪問は各施設・住居で実施すること（手引き 6、7 p 参照）。

ただし、会議については構成員が兼務されている等の理由により、同日で開催の方が望ましいと考えられる場合は、一緒に実施しても差し支えない（運営指導等により、不適切と判断する可能性があります）。施設訪問について、1 つの事業所で数十か所の住居を運営しており、かつ地域連携推進員が兼務されている場合は、柔軟に決めることも可能とされています。

Q16 会議の実施時間や議題は定められているか。

A16 定められていない。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 企画・指導係 高阪 TEL：077-528-3544 FAX：077-528-4853
--

【参考】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）」抄

（地域との連携等）

第 210 条の 7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百十三条の十において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）」抄

（地域との連携等）

第 24 条の 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が定めるものを講じている場合には、適用しない。